

○独立行政法人農畜産業振興機構のコンプライアンスの推進に関する基本方針

[平成20年6月3日付]

[20農畜機第1047号]

改正 平成22年1月 8日付21農畜機第4100号

改正 平成23年3月22日付23農畜機第4940号

改正 平成27年4月 1日付27農畜機第5824号

改正 平成28年3月25日付27農畜機第5675号

改正 平成28年9月30日付28農畜機第3271号

改正 平成29年9月26日付29農畜機第3387号

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人農畜産業振興機構の内部統制に関する基本方針（平成27年4月1日付26農畜機第5824号）に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構のコンプライアンスの推進に関する基本方針を以下のとおり定める。

1 目的

この基本方針は、機構におけるコンプライアンスの推進のための基本的事項を定めることにより、機構の役員及び職員（臨時職員及び派遣職員を含む。以下「役職員」という。）のコンプライアンスの推進を図ることを目的とする。

2 定義

- (1) この基本方針において、コンプライアンスとは、機構に対する社会的な要請に応じて機構の目的を実現するため、事業活動に係る法令等を遵守することをいう。
- (2) 事業活動に係る法令等とは、法令（法律、政令、省令、条例等）、基準（法令以外であって、組織の外部からの強制力をもって遵守が求められる規範）、機構の規程等及び行動規範（組織が遵守することを求められ、又は自主的に遵守するべきとされるもの）をいう。

3 役職員の責務

役職員（臨時職員を含む。）は、常にコンプライアンスの推進を意識し、事業活動に係る法令等を遵守し、社会倫理に則した行動と適正かつ公正な業務遂行に努めなければならない。

4 推進体制

(1) 統括責任者

理事長は、次に掲げる者をもってコンプライアンスの推進を行わせるものとする。

ア コンプライアンスの推進体制を強化するため、機構に統括責任者を置く。統括責任者は、副理事長をもって充てる。

イ 統括責任者は、機構全体のコンプライアンスの推進に関して統括し、責任を負う。

(2) 副統括責任者

統括責任者を補佐するため、副統括責任者を置く。副統括責任者は、総務部担当理事をもって充てる。

(3) 管理責任者

ア 部、室及び事務所（以下「部室等」という。）のコンプライアンスの推進を図るため、管理責任者を置く。管理責任者は、部室等を担当する理事をもって充てる。なお、業務監査室の管理責任者は副理事長、事務所の管理責任者は総務部担当理事とする。

イ 管理責任者は、担当部室等のコンプライアンスの推進に関して責任を負う。

ウ 管理責任者は、必要に応じ担当部室等の職員に対しコンプライアンスの推進に関して点検及び面談を行うことができる。

(4) 管理責任補助者

管理責任者を補助するため、部室等ごとに管理責任補助者を置く。管理責任補助者は、部室等の長をもって充てる。

5 コンプライアンス推進計画

コンプライアンスの推進を図るため、毎年度、この基本方針に基づき、機構が取り組むべき事項に関するコンプライアンス推進計画を作成する。なお、同計画において研修等の実施を定めることができる。

6 コンプライアンス推進相談等窓口

(1) コンプライアンス推進に係る相談・通報に関する窓口（以下「コンプライアンス推進相談等窓口」という。）を業務監査室に設置する。なお、当窓口における事務の取扱いについては、独立行政法人農畜産業振興機構公益通報等取扱規程（平成18年3月31日付17農畜機第4968号）を準用する。

(2) コンプライアンス推進相談等窓口にて相談・通報があった事案は、速やかにコンプライアンス委員会の委員長（以下「コンプライアンス委員長」という。）に報告する。この場合、コンプライアンス委員長は、必要な対応を

図る。

7 情報公開

機構は、本基本方針、コンプライアンス推進計画、コンプライアンス委員会の審議内容等をホームページで公表する。

附 則（平成 22 年 1 月 8 日付 21 農畜機第 4100 号）

この基本方針の改正は、平成 22 年 1 月 8 日から施行し、平成 22 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 23 年 3 月 22 日付 23 農畜機第 4940 号）

この基本方針の改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日付 27 農畜機第 5824 号）

- 1 この基本方針の改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この基本方針の改正に伴い、コンプライアンス推進等窓口の事務の取扱いについて（平成 20 年 6 月 3 日付 20 農畜機第 1047 号）は、廃止する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日付 27 農畜機第 5675 号）

この基本方針の改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 9 月 30 日付 28 農畜機第 3271 号）

この基本方針の改正は、平成 28 年 9 月 30 日から施行する。

附 則（平成 29 年 9 月 26 日付 29 農畜機第 3387 号）

この基本方針の改正は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。